保医発 0926 第 4 号 平成 28 年 9 月 26 日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) — 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

DPC 対象病院の「合併」「分割」の定義について

DPC 対象病院の合併又は分割については、「DPC 制度への参加等の手続きについて」(平成 28 年 3 月 25 日保医発 0325 第 7 号)に定めているところであるが、今般、合併及び分割の定義を下記の通り明確化するので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

記

## 合併の定義

合併とは、複数の DPC 対象病院等 (DPC 制度参加病院以外を含む。) が医療法上の許可病床の増減 (廃止、新設を含む) に関わる届出を提出した場合において、当該病院の合計数が減少すること。

※DPC 準備病院は上記の定義に準ずる。

## 分割の定義

分割とは、DPC 対象病院が医療法上の許可病床の増減(廃止、新設を含む)に関わる届出を提出した場合において、DPC 対象病院等(DPC 制度参加病院以外を含む。)の合計数が増加すること。

※DPC 準備病院は上記の定義に準ずる。